

市職員の給与や職員数などの

平成26年度釧路市における人事行政の運営等の状況について

市役所の人事行政については、公平性や透明性をより高めるために、その内容について市民の皆さんに幅広くお知らせすることとしています。
これからも引き続き皆さんからのご理解をいただきながら適正な人事行政の運営に努めていきます。

1. 職員数

平成26年4月1日の職員数は2,553人となっています【表1】。
また、一般の職員が適用を受ける行政職給料表の級別の標準的な職務と職員数は【表2】のとおりとなっています。

【表1】職員数の状況

区分	年度	平成25年度	平成26年度	増減
市長部局等		1,058人	1,039人	△19人
消防本部		328人	318人	△10人
教育委員会		267人	265人	△2人
市立釧路総合病院		773人	796人	23人
上下水道部		136人	135人	△1人
計		2,562人	2,553人	△9人

※職員数は一般職に属する職員です。

【表2】一般行政職員の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	90人	9.6%
2級	主事・技師	84人	9.0%
3級	主査・主任	282人	30.2%
4級	係長・主査	178人	19.1%
5級	課長補佐	169人	18.1%
6級	課長	84人	9.0%
7級	部長・次長	46人	4.9%

※釧路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2. 給与

職員の給与は、国や他の地方公共団体、民間企業などの状況を考慮し、条例で定められています。

しかしながら、厳しい財政状況であるため、平成16年度以降は基本給の独自削減（最大削減率9.0%）を実施しています。

●人件費

平成26年度普通会計決算における人件費の占める割合や職員一人当たりの1年間の給与費は【表3】【表4】のとおりとなっています。

【表3】人件費の占める割合

区分	平成25年度	平成26年度
決算額	95,142,972千円	101,484,645千円
人件費	14,098,914千円	13,817,497千円
人件費の占める割合	14.8%	13.6%

※人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

【表4】職員給与費の状況

職員数(A)	給与費				一人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,518人	(千円) 5,295,804	(千円) 949,131	(千円) 2,002,682	(千円) 8,247,617	(千円) 5,433

※職員手当には退職手当を含みません。職員数等は普通会計によるものです。

●平均給料月額等

一般職員一人当たりの諸手当を除いた平均給料額は平成26年4月1日現在で311,046円（平均年齢42歳10カ月）となっています。

また、職員の初任給については【表5】のとおりとなっています。

【表5】職員の初任給の状況

区分	初任給 ()は国の場合
一般行政職	大学卒 168,200円 (172,200円)
	高校卒 136,900円 (140,100円)
技能労務職	高校卒 136,900円

●期末・勤勉手当と退職手当

期末・勤勉手当および退職手当の支給率は【表6】のとおりとなっています。

【表6】期末・勤勉手当および退職手当の状況

区分	期末手当		勤勉手当		
	管理職	非管理職	管理職	非管理職	
期末・勤勉手当	6月期	1.025カ月	1.225カ月	0.875カ月	0.675カ月
	12月期	1.175カ月	1.375カ月	1.025カ月	0.825カ月
	計	2.20 カ月	2.60 カ月	1.90 カ月	1.50 カ月
	加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			
退職手当	自己都合		定年・勧奨		
	勤続20年	20.445カ月分	25.55625カ月分		
	勤続25年	29.145カ月分	34.5825 カ月分		
	勤続30年	36.105カ月分	42.4125 カ月分		
	最高限度	49.59 カ月分	49.59 カ月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算				

●諸手当

給料以外の諸手当には次の手当があり、それぞれ支給される職員の範囲や手当の額などが定められています【表7】。

【表7】諸手当の状況

区分	内容	
扶養手当	職員の配偶者や子などが他に生計の途がなく職員が扶養している場合に支給	
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合に支給	
通勤手当	通勤のため利用している交通手段別（バス、JR、自動車等の別）に、その運賃相当額または通勤距離に応じて支給（通勤距離が片道2km以上に限る）	
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に、その職務の特殊性に基づき支給	
寒冷地手当	基準日（11月から翌年3月までの各月初日）に在職する職員に対し、世帯等の区分に応じて支給	
特殊勤務手当	手当支給職員の平均支給年額	85,299円
	代表的な業務	ごみの処理作業、災害による緊急出勤ほか
超過勤務手当	支給総額	147,693千円（普通会計決算）
	職員の平均支給年額	97,294円（普通会計決算）

●特別職等の給料・報酬・期末手当

市長はじめ常勤の特別職の給料および市議会議員の報酬と期末手当は【表8】のとおりです。なお、特別職の給料は平成16年1月より減額措置を行っています。

【表8】常勤特別職等の給料・報酬等の状況

特別職			市議会議員		
区分	月額	区分	月額		
給料	市長	776,250円	報酬	議長	600,000円
	副市長	668,000円		副議長	540,000円
	監査委員	560,000円			
	公営企業管理者	560,000円		議員	490,000円
	特別参与（行政センター長）	560,000円			
教育長	580,000円				
期末手当	6月期 1.40カ月	12月期 1.70カ月	（役職による加算措置あり）		

※特別職の給料は、減額中（市長25%、その他20%）の額です。